

国道9号乙吉電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問回答書

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	既に設置されている情報ボックス及び気象観測装置、交通量計測装置等は道路附属物(道路照明、道路標識等)に含まれると思いますが移設が必要になった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において、既設の情報ボックスの支障移設は予定していませんが、益田川新大橋の橋梁添架部分において本事業で整備する電線共同溝と干渉により移設が生じる場合は、本事業の対象とし、中国地方整備局との協議の上、設計変更の対象とします。また、気象観測装置及び交通量計測装置は、本事業に含まれません。
2	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	事業の対象となる公共施設等の種類として「道路、道路附属物」と記載されておりますが、既存する植樹帯、花壇、樹木類も本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	民地折衝、調整、補償対応も、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。また、詳細な条件も提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業範囲に民地は含んでいません。やむを得ず民地施設を撤去する必要がある場合、撤去・復旧方法等について中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
4	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	②アb「詳細設計業務」と記載がありますが、電線共同溝詳細設計の他に、道路詳細設計、道路附属物設計(道路照明、道路標識等)なども当初工程に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	道路詳細設計は含んでいませんが、道路附属物設計のうち道路交差点照明は含んでいます。詳細は入札公告時に示します。
5	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	③特定事業の対象範囲に「道路附属物(道路照明、道路標識等)」となっておりますが、道路標識柱は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	対象範囲に含んでいます。道路標識柱が支障となる場合は、中国地方整備局と協議の上、取扱いを決定することとします。
6	実施方針	3	第1	1	(7)	事業期間	「本事業の事業期間は、中国地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日から令和35年3月31日までの期間(約29年間)とする」とありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能である。また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長される理解でよろしいでしょうか。	一時中止に関する手続きは可能ですが、これによる事業期間の延長については、中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
7	実施方針	3	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	令和34年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国土交通省のスライド条項」で設計変更の対象になるのでしょうか。	物価変動に関する改定の詳細は入札公告時に示します。
8	実施方針	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③イ「平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、以下の同種工事の経験を有する者であること」と記載がありますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよいという解釈で宜しいでしょうか。また、工事期間すべてを通して従事していなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
9	実施方針	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	事業期間が長いことから配置予定技術者は、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者として申請していない同等以上の技術力(実績、経験等)を保有する技術者へ変更することは可能でしょうか。	事業契約締結後において、やむを得ない理由(死亡、病気、出産、育児、介護、退職等)がある場合、中国地方整備局と協議の上、配置予定技術者と同等以上の者への変更は可能です。詳細は入札公告時に示します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
10	実施方針	15	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③ イ「当該実績の発注機関がCORINSに登録を義務付けている場合(500万円未満の工事は除く。)は、CORINSに登録されていないと記載がありますがCORINSに登録を義務付けていない民間での同種工事は実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	実施方針	16	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「平成20年4月1日以降に以下に示す条件を満足する同種工事の工事監督を支援又は自ら工事監督を行った実績を有すること」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事の工事監理業務も「発注者支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 (第2章 5 (6) ②維持管理企業の参加要件も同じ)	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
12	実施方針	17	第2	5	(6)	維持監理企業の参加資格要件	②「平成20年4月1日以降に完了した国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	23	第6	3		融資機関又は融資団と中国地方整備局との協議	契約時に工事監理企業及び工事施工企業それぞれで金融機関との契約保証は必要でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
14	実施方針	25	第8	3	(2)	設計図書等の閲覧	設計図書(図面)に橋梁添架管路が記載されております。橋梁への管路添架による橋梁の基本的強度検討は行われているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	25	第8	3	(2)	設計図書等の閲覧	閲覧した数量計算書に、特殊部箇所において薬液注入工が計上されていました。薬液注入工に起因する地下水(井戸水)調査は実施されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	別紙5	32			16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	別紙5	33			20	リスク分担表	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケースはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)P11 第2.4.(3)事業説明、地元・関係者機関調整等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務の範囲内を想定しています。
18	別紙5	33			20	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示願います。	住民等への事業説明は未実施です。
19	別紙5	33			26 27	リスク分担表	No.26、27の帰責事由以外による設計変更の増加費用又は損害(占用業者等との調整による設計変更等)は、別途協議によるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業費の確定に関する詳細は入札公告時に示します。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
20	別紙5	33			28	リスク分担表	「設計図書の瑕疵リスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	事業費の確定に関する詳細は入札公告時に示します。
21	別紙5	33			33 34 35	リスク分担表	本施設の整備を行う上で避けることのできない事象の場合(地下埋設物の管理者の移設作業の遅延等による引き渡し遅延)は、協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
22	別紙5	33			36 37	リスク分担表	国及び事業者以外の事由により工事の全部または一部の一時中止による増加費用は、協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
23	別紙5	34			42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していませんが、部分使用の可能性はあります。
24	別紙5	34			44	リスク分担表	物価上昇リスクの説明に「著しく、急激な価格水準の変動が生じた場合」とありますが、著しくとはどの程度の変動のことでしょうか、基準等をご教示ください。	物価変動に関する改定の詳細は入札公告時に示します。
25	別紙5	34			44	リスク分担表	物価上昇リスクの説明に「国と協議を行うことができる」とありますが、説明欄の記載にもありますように「特殊な要因又は予期することができない特別な事情による場合」とは、具体的にどのような場合でしょうか、ご教示ください。	物価変動に関する改定の詳細は入札公告時に示します。
26	別紙5	34			60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	不可抗力に対する事業者の負担については、リスク分担表のNo.13及びNo.14に記載のとおりです。詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)を確認してください。
27	別紙5	34			61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、参考までに法令変更に対する事業者の負担とはどのようなものを想定しているのかご教示願います。	法令変更に対する事業者の負担については、リスク分担表のNo.11及びNo.12に記載のとおりです。詳細については、入札公告時に示す事業契約書(案)を確認してください。